

改正後

改正前

分離課税の短期譲渡所得の税額計算書

分離課税の短期譲渡所得の税額計算書

(平成 年分)

氏名

(平成 年分)

氏名

提出用

この計算書は、分離課税の短期譲渡所得がある場合に、その所得に対する税額を計算するために使用します。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②までの記入が終わったら、まず、「1 課税される所得金額等」欄に必要事項を記入し、次に、一般所得分については「2 一般所得分の税額計算」欄で、軽減所得分については「3 軽減所得分の税額計算」欄で税額を計算します。
 なお、短期譲渡所得のうち一般所得分と軽減所得分の間がある方は税務署におたずねください。

1 課税される所得金額等

課税される	総合課税の所得	①	円
所得金額	分属課税の短期譲渡所得	②	円
	一般所得分	③	円
軽減所得	軽減所得分	④	円
総合課税の所得	①に対する税額	⑤	円

申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②の金額を転記してください。
 「短期譲渡所得が、一般所得分である場合は、申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②の金額を③欄に、軽減所得分である場合は、申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の③の金額を④欄に転記してください。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の⑤の金額を転記してください。

2 一般所得分の税額計算

② × 40 %	⑤	円
① + (② - (特別控除))	⑥	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
⑥に対する税額 (平均課税を適用する場合は下の⑦の金額)	⑦	円
(⑦ - ④) × 110 %	⑧	円
②に対する税額 (⑤と⑧のいずれか多い方の金額)	⑨	円

「特別控除」は50万円以上の②欄の金額のいずれか少ない方の金額です。
 ただし、申告書第一表の「総合課税の課税」から「50万円の特別控除」が差し引かれている場合には、引ききれない控除額に限ります。
 確定申告の手引きの税金の計算の②欄に課税される所得金額に対する税額を求めます。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の⑨に転記してください。

3 軽減所得分の税額計算

③ × 20 %	⑤	円
① + (③ - (特別控除))	⑥	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
⑥に対する税額 (平均課税を適用する場合は下の⑦の金額)	⑦	円
(⑦ - ④)	⑧	円
③に対する税額 (⑤と⑧のいずれか多い方の金額)	⑨	円

「特別控除」は50万円以上の③欄の金額のいずれか少ない方の金額です。
 ただし、申告書第一表の「総合課税の課税」から「50万円の特別控除」が差し引かれている場合には、引ききれない控除額に限ります。
 確定申告の手引きの税金の計算の②欄に課税される所得金額に対する税額を求めます。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の⑨に転記してください。

(変動・臨時の平均課税を適用する場合は、下の欄で上の⑦の金額を計算してください。)

平均課税対象金額	⑩	円	
⑥が⑩の金額	調整所得金額 (⑥ - ⑩ × ㉔)	⑪	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
を超える場合	特別所得金額 (⑥ - ⑪)	⑫	円
⑥が⑩の金額	調整所得金額 (⑥ × ㉔)	⑬	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
以下の場合	特別所得金額 (⑥ - ⑬)	⑭	円
調整所得金額⑪に対する税額	⑮	円	
平均税率	⑯	%	
特別所得金額⑫に対する税額	⑰	円	
税額の合計 (⑮ + ⑰)	⑱	円	

「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」の⑧の金額を転記してください。
 確定申告の手引きの税金の計算の②欄に課税される所得金額に対する税額を求めます。
 ⑯ × 100 (小数点以下切捨て) を書き入ります。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

この計算書は、分離課税の短期譲渡所得がある場合に、その所得に対する税額を計算するために使用します。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②までの記入が終わったら、まず、「1 課税される所得金額等」欄に必要事項を記入し、次に、一般所得分については「2 一般所得分の税額計算」欄で、軽減所得分については「3 軽減所得分の税額計算」欄で税額を計算します。
 なお、短期譲渡所得のうち一般所得分と軽減所得分の間がある方は税務署におたずねください。

1 課税される所得金額等

課税される	総合課税の所得	①	円
所得金額	分属課税の短期譲渡所得	②	円
	一般所得分	③	円
軽減所得	軽減所得分	④	円
総合課税の所得	①に対する税額	⑤	円

申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②の金額を転記してください。
 「短期譲渡所得が、一般所得分である場合は、申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の②の金額を③欄に、軽減所得分である場合は、申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の③の金額を④欄に転記してください。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の⑤の金額を転記してください。

2 一般所得分の税額計算

② × 40 %	⑤	円
① + (② - (特別控除))	⑥	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
⑥に対する税額 (平均課税を適用する場合は下の⑦の金額)	⑦	円
(⑦ - ④) × 110 %	⑧	円
②に対する税額 (⑤と⑧のいずれか多い方の金額)	⑨	円

「特別控除」は50万円以上の②欄の金額のいずれか少ない方の金額です。
 ただし、申告書第一表の「総合課税の課税」から「50万円の特別控除」が差し引かれている場合には、引ききれない控除額に限ります。
 確定申告の手引きの税金の計算の②欄に課税される所得金額に対する税額を求めます。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の⑨に転記してください。

3 軽減所得分の税額計算

③ × 20 %	⑤	円
① + (③ - (特別控除))	⑥	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
⑥に対する税額 (平均課税を適用する場合は下の⑦の金額)	⑦	円
(⑦ - ④)	⑧	円
③に対する税額 (⑤と⑧のいずれか多い方の金額)	⑨	円

「特別控除」は50万円以上の③欄の金額のいずれか少ない方の金額です。
 ただし、申告書第一表の「総合課税の課税」から「50万円の特別控除」が差し引かれている場合には、引ききれない控除額に限ります。
 確定申告の手引きの税金の計算の②欄に課税される所得金額に対する税額を求めます。
 申告書第三表(分離課税用)の「税金の計算」欄の⑨に転記してください。

(変動・臨時の平均課税を適用する場合は、下の欄で上の⑦の金額を計算してください。)

平均課税対象金額	⑩	円	
⑥が⑩の金額	調整所得金額 (⑥ - ⑩ × ㉔)	⑪	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
を超える場合	特別所得金額 (⑥ - ⑪)	⑫	円
⑥が⑩の金額	調整所得金額 (⑥ × ㉔)	⑬	円 (1,000円未満の端数を切捨て)
以下の場合	特別所得金額 (⑥ - ⑬)	⑭	円
調整所得金額⑪に対する税額	⑮	円	
平均税率	⑯	%	
特別所得金額⑫に対する税額	⑰	円	
税額の合計 (⑮ + ⑰)	⑱	円	

「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」の⑧の金額を転記してください。
 確定申告の手引きの税金の計算の②欄に課税される所得金額に対する税額を求めます。
 ⑯ × 100 (小数点以下切捨て) を書き入ります。

○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。